

第3章 医療費制度

自立支援医療制度 **身** **知** **精**

【担当窓口 障害福祉課】

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

【名称および対象者】

精神通院医療	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有するかたで、通院による精神医療を継続的に要するかた
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたかたで、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できるかた
育成医療	18歳未満の身体に障害または疾患を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できるかた

1 自立支援医療（精神通院）

統合失調症、うつ病、てんかんなどの精神疾患の治療のために指定医療機関に通院し、継続して治療を受ける場合に、その医療費の一部を公費で負担します。（入院の医療費は対象になりません。）有効期間は最長1年間で、有効期間の終了日の3カ月前から更新手続きができます。

【対象者】

精神疾患で外来治療を継続的に受けるかた

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書（障害福祉課にあります）
- (2) 意見書（更新の申請については、2年に1度意見書の提出が必要になります。）※
- (3) 保険証の写しまたは生活保護受給者証の写し
- (4) 所得状況の確認にかかる同意書
- (5) マイナンバー（個人番号）がわかるもの

※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

自立支援医療（精神通院）は、精神障害者保健福祉手帳と同時に申請できます。

同時に申請を行う場合、精神障害者保健福祉手帳用の診断書において、自立支援医療（精神通院）の認定に必要な項目についての記載があれば意見書は不要です。ただし、「重度かつ継続」にあたるかたは追加用意見書が必要となる場合があります。

【費用負担】

1割負担。ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の市民税額などに応じて、月額上限額までの支払いとなります。なお、所得が一定以上ある「世帯」のかたは、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、給付の対象となりません。

2 自立支援医療（更生医療）

身体障害者の日常生活の便宜を図るため、障害の軽減や社会生活の円滑化に効果のある特定の治療を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担する制度です。（指定医療機関に限られます。）

【対象者】

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたかたで、角膜手術、外耳形成術、心臓手術、血液透析療法、抗HIV療法など指定された処方や手術を受けるかた。（指定医療機関での治療に限られます。）

※ 事前に埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要です。

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 医学的意見書
- (3) 医療費概算額算定表（月）
- (4) 保険証の写しまたは生活保護受給者証の写し
- (5) 同意書
- (6) マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- (7) 特定疾病療養受療証（血液透析療法のかたのみ）

【費用負担】

1割負担。ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の市民税額等に応じて、月額上限額までの支払いとなります。なお、所得が一定以上ある「世帯」のかたは、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、給付の対象となりません。

○じん臓機能障害による血液透析療法について

加入されている健康保険組合へ申請し、『特定疾病療養受療証』の交付を受けると、1カ月の自己負担額が10,000円（高額所得者は20,000円）となります。詳しくは、健康保険組合などへお問い合わせください。

3 自立支援医療（育成医療）

身体に障害または疾患を有する児童が特定の治療を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担する制度です。（指定医療機関に限られます。）

【対象者】

18歳未満の身体に障害があるか、疾患があつてそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められる児童で、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められるかた。

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 自立支援医療（育成医療）意見書（診断書）
- (3) 保険証の写しまたは生活保護受給者証の写し
- (4) 同意書
- (5) 自立支援医療（育成医療）「世帯」調書
- (6) マイナンバー（個人番号）がわかるもの

【費用負担】

1割負担。ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の市民税額等に応じて、月額上限額までの支払いとなります。また、所得による支給制限があります。所得が一定以上ある「世帯」のかたは、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、給付の対象となりません。

重度心身障害者医療費助成 **身 知 精**【担当窓口 障害福祉課】

重度心身障害者が、医療機関で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担分を助成します。ただし、高額療養費、附加給付金など健康保険からの給付がある場合は、その金額を助成額から控除します。

また、保険外の医療費及び自費分（予防接種代や文書料、食事代など）は助成の対象になりません。

【助成資格の登録ができる対象者】

65歳となる前に次の障害者手帳及びその等級を交付されたかた

- (1) 身体障害者手帳1級、2級、3級
- (2) 療育手帳㊦、A、B
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級

精神病床への入院費用は助成対象外となります。ただし、65歳を迎えられ後期高齢者医療制度に加入することにより助成対象になります。

- (4) 身体障害者手帳4級の音声・言語機能障害または下肢機能障害1号、3号、4号（107ページ参照）（65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた）
 - (5) 精神障害者保健福祉手帳2級（65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた）
- ※ 生活保護による医療給付を受けているかたは対象となりません。

【所得制限について】

本人の所得が次の額を超えるときは、次の9月まで支給停止となります。

（令和6年4月1日現在）

扶養親族人数	0人	1人	2人以上 1人増すごと
所得制限基準額	3,604,000円	3,984,000円	380,000円 加算
給与収入換算額(目安)	5,180,000円	5,656,000円	

※ 所得とは、諸控除後の額です。（障害年金は所得に含みません。）

※ 所得制限基準額は、制度改正により変更されることがあります。

※ 所得審査の対象は、未成年者を含め本人の所得のみです。

【助成方法】

○ 窓口負担なしの場合

医療機関の窓口で、健康保険証とともに受給者証（オレンジ色）を提示してください。

埼玉県内の医療機関（医科・歯科・薬局）および川口市と現物給付の取り扱いに関する協定を締結した市内の接骨院・整骨院、あん摩マッサージ指圧治療院、はり・きゅう治療院において、医療

機関等ごと、入院・外来別で、1カ月に保険診療分の自己負担額の合計が21,000円未満の場合、窓口負担が不要（無料）となります。ただし、医療機関によっては窓口負担が必要となる場合があります。受診される際に各医療機関にご確認ください。

○ 窓口負担ありの場合

次の場合は、窓口で一旦自己負担し、医療費支給申請書に医療機関の証明を受けるか、または領収書を添付して申請してください。毎月5日まで（休日の場合は翌開庁日まで・郵送の場合は必着）に申請のあったものを、その月末に申請者が指定した金融機関の口座に振り込みます。

※医療費支給申請書は、ホームページからダウンロードすることができます。

- (1) 埼玉県内の医療機関（医科・歯科・薬局）および川口市と現物給付の取り扱いに関する協定を締結した市内の接骨院・整骨院、あん摩マッサージ指圧治療院、はり・きゅう治療院において、医療機関等ごと、入院・外来別で、1カ月に保険診療分の自己負担額の合計が21,000円以上かかる場合。
- (2) 市外および川口市と現物給付の取り扱いに関する協定を締結していない市内の接骨院・整骨院、あん摩マッサージ指圧治療院、はり・きゅう治療院にかかる場合。
- (3) 訪問看護
- (4) 埼玉県外の医療機関等にかかる場合。



←重度心身障害者医療費助成制度についてのホームページ

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/8/4004.html>

後期高齢者医療制度

身 知 精

【担当窓口 高齢者保険事業室】

後期高齢者医療制度は、75歳から被保険者となりますが、次のかたは65歳から加入することができます。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳1級から3級および4級のうち音声機能・言語機能障害または下肢機能障害1号、3号、4号（107ページ参照）に該当するかた
- (2) 療育手帳㊦・Aのかた
- (3) 国民年金障害基礎年金証書1・2級に該当するかた
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級のかた

心身障害児（者）歯科診療

各施設へ直接お問い合わせください。

心身の障害により一般の歯科医院では治療が困難な障害児（者）の歯科診療、相談などを行っています。

施設名	所在地	診療日時
皆光園	〒336-0811 深谷市人見1996-2 (電話) 048-574-8211 (歯科直通)	月曜日～金曜日 土曜日は第1・第3のみ 9:00～12:00 13:30～17:00 (受付は15:30まで)
そうか光生園	〒340-0001 草加市柿木町1215-1 (電話) 048-932-1312 (歯科直通)	月曜日～金曜日 土曜日は月2回診療 9:00～12:15 13:15～17:00
あさか向陽園	〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-60 (電話) 048-466-1434 (歯科直通)	月曜日～金曜日 土曜日は第2・第4のみ 9:00～12:00 13:00～17:00
嵐山郷	〒355-0201 比企郡嵐山町大字古里1848 (電話) 0493-62-0589 (歯科担当) (電話) 0493-62-0587 (医事担当)	月曜日～金曜日 8:45～17:00
埼玉県総合リハビリテーションセンター	〒362-8567 上尾市西貝塚148-1 (電話) 048-781-2222 (FAX) 048-781-2218	月曜日～金曜日 8:45～17:00
埼玉県歯科医師会 口腔保健センター	〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ4F (電話) 048-835-3210 (FAX) 048-835-3220	火曜日～土曜日 9:00～12:00 13:00～17:00

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度

難

対象疾患の治療を受けているかたが、医療機関で保険診療（入院を含む）を受ける際の医療費などを公費で負担します。（健康保険が適用される治療を受けた場合、その自己負担分の全額が助成されます。）

【対象者】

埼玉県内に住所があり、健康保険に加入している20歳以上のかた。（ただし、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者のかたは20歳未満であっても対象になります。）

※ 生活保護による医療給付を受けているかたは対象となりません。

【対象疾患】

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| 1 第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症 | 2 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症 |
| 3 第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症 | 4 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症 |
| 5 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A) | 6 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B) |
| 7 第Ⅹ因子(スチュアートプラウアー因子)欠乏症 | 8 第ⅩⅠ因子(P T A)欠乏症 |
| 9 第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症 | 10 第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症 |
| 11 von willebrand(フォン・ヴィルブランド)病 | 12 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症 |

【注意事項】

先天性血液凝固因子障害(血友病)または抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含む)のかたは、ご加入の健康保険へ申請し、「特定疾病療養受療証」の交付を受けると、1カ月の自己負担額が10,000円(ただし、人工透析を要する70歳未満の上位所得者及びその扶養者は20,000円)になります。

詳細は、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

【窓口】

川口市保健所疾病対策課難病相談係…〒333-0842 川口市前川1-11-1

(電話) 048-423-6708 (FAX) 048-423-8852

埼玉県疾病対策課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-3562 (FAX) 048-830-4809

特定疾患等医療給付制度

難

対象疾患の治療を受けているかたが、医療機関で保険診療（入院を含む）を受ける際の医療費などの全部または一部を公費で負担します。

【対象者】

埼玉県内に住所があり、健康保険に加入しているかた。（年齢に関係なく対象になります。）

※ 生活保護による医療給付を受けているかたは対象となりません。

【対象疾患】

- ・ スモン
- ・ プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）
- ・ 橋本病
- ・ 特発性好酸球増多症候群（好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び、好酸球性副鼻腔炎を除く）
- ・ 原発性慢性骨髄線維症
- ・ 溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び、発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。）

【窓口】

川口市保健所疾病対策課難病相談係…〒333-0842 川口市前川 1-1-1

（電話）048-423-6708 （FAX）048-423-8852

埼玉県疾病対策課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-1-5

（電話）048-830-3562 （FAX）048-830-4809

小児慢性特定疾病医療費支給制度

難

【対象者】

次の要件を全て満たすかたが、医療費支給（一部自己負担額あり）の対象となります。

- 申請者（※1）又は小児慢性特定疾病児童等（※2）が川口市に住民登録をしていること。
- 小児慢性特定疾病児童等（※2）が18歳未満であること。
（18歳到達時点で支給を受けており、引き続き治療が必要と認められる場合には、有効期間終了前に継続申請を行うことにより、20歳未満まで延長することができます。）
- 小児慢性特定疾病にかかり、国が定める状態の程度を満たしていること。
- 原則として何らかの医療保険に加入していること。
「生活保護」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付」を受給しているかたも対象となります。

【対象疾病】

- 788 疾病（16 疾患群）の医療費を支給します（2023 年 1 月現在）。
- 対象疾病及び認定基準については、「児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第 2 項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（厚生労働省告示第 475 号）」により一定の基準が設けられています。（注：告示内容の改正事項等もご参照ください。）
詳細は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご参照ください。
（小児慢性特定疾病情報センター <https://www.shouman.jp/>）
- 対象疾病の認定基準に基づき、支給認定の審査が行われます。
審査により認定されると、市から医療受給者証及び管理票が交付されます。



【対象疾病となる疾病の例示】

(2023年1月現在)

対象疾患群	疾病の例示
1 悪性新生物	白血病、リンパ腫、中枢神経系腫瘍、固形腫瘍 など
2 慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群、IgA腎症、慢性糸球体腎炎 など
3 慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患、気道狭窄 など
4 慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症、肺動脈狭窄症 など
5 内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、橋本病、バセドウ病 など
6 膠原病	若年性突発性関節炎、全身性エリテマトーデス など
7 糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病 など
8 先天性代謝異常	フェニルケトン尿症、ウィルソン病 など
9 血液疾患	血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血 など
10 免疫疾患	後天性免疫不全症 など
11 神経・筋疾患	點頭てんかん（ウエスト症候群）、結節性硬化症 など
12 慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症 など
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18トリソミー症候群、マルファン症候群 など
14 皮膚疾患	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）、レックリングハウゼン病 など
15 骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性繊維異形成症 など
16 脈管系疾患	巨大静脈奇形、原発性リンパ浮腫 など
(注) 各疾病には一定の基準があります。	

※1 申請者とは：小児慢性特定疾病児童の保護者（原則は公的医療保険の被保険者、市町村国保・国民健康保険組合の場合は受診者を扶養している者）又は成年患者（小児慢性特定疾病にかかっている児童以外の満20歳に満たない者）をいう。

※2 小児慢性特定疾病児童等とは：小児慢性特定疾病にかかっている児童又は児童以外の満20歳に満たない者をいう。

【窓口】川口市保健所 健康増進課 給付係 〒332-0026 川口市南町1-9-20
 (電話) 048-256-1135 (FAX) 048-256-2023

指定難病の医療給付制度

難

対象疾病の治療を指定医療機関で受ける際の医療費などの一部を公費で負担します。

【対象者】

埼玉県内に住所があり、疾病ごとの認定基準を満たし、健康保険に加入しているかた。

※ 生活保護による医療給付を受けているかたも対象となります。

【対象疾病】（令和6年4月1日現在）

	疾患名	告示番号		疾患名	告示番号	
あ	アイカルディ症候群	135	え	M E C P 2 重複症候群	339	
	アイザックス症候群	119		遠位型ミオパチー	30	
	I g A 腎症	66		お	黄色靱帯骨化症	68
	I g G 4 関連疾患	300			黄斑ジストロフィー	301
	亜急性硬化性全脳炎	24		大田原症候群	146	
	悪性関節リウマチ	46		オクシピタル・ホーン症候群	170	
	アジソン病	83		オスラー病	227	
	アッシャー症候群	303		か	カーニー複合	232
	アトピー性脊髄炎	116			海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	141
	アペール症候群	182			潰瘍性大腸炎	97
	アラジール症候群	297			下垂体性 A D H 分泌異常症	72
	α 1 - アンチトリプシン欠乏症	231			下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	76
	アルポート症候群	218			下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	77
	アレキサンダー病	131			下垂体性 T S H 分泌亢進症	73
	アンジェルマン症候群	201			下垂体性 P R L 分泌亢進症	74
	アントレー・ビクスラー症候群	184			下垂体前葉機能低下症	78
	い	イソ吉草酸血症			247	家族性高コレステロール血症
一次性ネフローゼ症候群		222	(ホモ接合体)			
一次性膜性増殖性糸球体腎炎		223	家族性地中海熱	266		
1 p 3 6 欠失症候群		197	家族性低 β リポタンパク血症 1	336		
遺伝性自己炎症疾患		325	(ホモ接合体)			
遺伝性ジストニア		120	家族性良性慢性天疱瘡	161		
遺伝性周期性四肢麻痺		115	化膿性無菌性関節炎	269		
遺伝性膵炎		298	・壊疽性膿皮症・アクネ症候群			
遺伝性鉄芽球性貧血		286	歌舞伎症候群	187		
う		ウィーバー症候群	175	ガラクトースー 1 - リン酸	258	
	ウィリアムズ症候群	179	ウリジルトランスフェラーゼ欠損症			
	ウィルソン病	171	カルニチン回路異常症	316		
	ウエスト症候群	145	肝型糖原病	257		
	ウェルナー症候群	191	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	226		
	ウォルフラム症候群	233	環状 2 0 番染色体症候群	150		
	ウルリッヒ病	29	完全大血管転位症	209		
	え	H T R A 1 関連脳小血管病	123	き	眼皮膚白皮症	164
H T L V - 1 関連脊髄症		26	偽性副甲状腺機能低下症		236	
A T R - X 症候群		180	ギャロウェイ・モワト症候群		219	
エーラス・ダンロス症候群		168	球脊髄性筋萎縮症		1	
エプスタイン症候群		287	急速進行性糸球体腎炎		220	
エプスタイン病		217	強直性脊椎炎		271	
エマヌエル症候群		204	巨細胞性動脈炎		41	

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号
き	巨大静脈奇(頸部口腔咽頭びまん性病変)	279	こ	5p欠失症候群	199
	巨大動静脈奇形	280		コフィン・シリス症候群	185
	(頸部顔面又は四肢病変)			コフィン・ローリー症候群	176
	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	100		混合性結合組織病	52
	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	278		鰓耳腎症候群	190
	筋萎縮性側索硬化症	2	さ	再生不良性貧血	60
	筋型糖原病	256		再発性多発軟骨炎	55
	筋ジストロフィー	113		左心低形成症候群	211
く	クッシング病	75		サルコイドーシス	84
	クリオピリン関連周期熱症候群	106		三尖弁閉鎖症	212
	クリッペル・トレノネー	281		三頭酵素欠損症	317
	・ウェーバー症候群		し	CFC症候群	103
	クルーゾン症候群	181		シェーグレン症候群	53
	グルコーストランスポーター	248		色素性乾皮症	159
	1欠損症			自己貪食空胞性ミオパチー	32
	グルタル酸血症1型	249		自己免疫性肝炎	95
	グルタル酸血症2型	250		自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288
	クロー・深瀬症候群	16		自己免疫性溶血性貧血	61
	クローン病	96		シトステロール血症	260
	クロンカイト・カナダ症候群	289		シトリン欠損症	318
け	痙攣重積型(二相性)急性脳症	129		紫斑病性腎炎	224
	結節性硬化症	158		脂肪萎縮症	265
	結節性多発動脈炎	42		若年性特発性関節炎	107
	血栓性血小板減少性紫斑病	64		若年発症型両側性感音難聴	304
	限局性皮質異形成	137		シャルコー・マリー・トゥース病	10
	原発性高カイロミクロン血症	262		重症筋無力症	11
	原発性硬化性胆管炎	94		修正大血管転位症	208
	原発性抗リン脂質抗体症候群	48		ジュベール症候群関連疾患	177
	原発性側索硬化症	4		シュワルツ・ヤンペル症候群	33
	原発性胆汁性胆管炎	93		徐波睡眠期持続性棘徐波を示す	154
	原発性免疫不全症候群	65		てんかん性脳症	
	顕微鏡的多発血管炎	43		神経細胞移動異常症	138
こ	高IgD症候群	267		神経軸索スフェロイド形成を伴う	125
	好酸球性消化管疾患	98		遺伝性びまん性白質脳症	
	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	45		神経線維腫症	34
	好酸球性副鼻腔炎	306		神経有棘赤血球症	9
	抗糸球体基底膜腎炎	221		進行性核上性麻痺	5
	後縦靭帯骨化症	69		進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	338
	甲状腺ホルモン不応症	80		進行性骨化性線維異形成症	272
	拘束型心筋症	59		進行性多巣性白質脳症	25
	高チロシン血症1型	241		進行性白質脳症	308
	高チロシン血症2型	242		進行性ミオクローヌステんかん	309
	高チロシン血症3型	243		心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214
	後天性赤芽球癆	283		心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	213
	広範脊柱管狭窄症	70	す	スタージ・ウェーバー症候群	157
	膠様滴状角膜ジストロフィー	332		スティーヴンス・ジョンソン症候群	38
	コケイン症候群	192		スミス・マギニス症候群	202
	コステロ症候群	104	せ	脆弱X症候群	206
	骨形成不全症	274		脆弱X症候群関連疾患	205

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号		
せ	成人発症スチル病	54	た	多脾症候群	188		
	脊髄空洞症	117		タンジール病	261		
	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	18		単心室症	210		
	脊髄髄膜瘤	118		弾性線維性仮性黄色腫	166		
	脊髄性筋萎縮症	3		胆道閉鎖症	296		
	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	319		ち	遅発性内リンパ水腫	305	
	前眼部形成異常	328			チャージ症候群	105	
	全身性アミロイドーシス	28		て	中隔視神経形成異常症/ドモルシア 症候群	134	
	全身性エリテマトーデス	49			中毒性表皮壊死症	39	
	全身性強皮症	51			腸管神経節細胞僅少症	101	
	先天異常症候群	310			TRPV4異常症	341	
	先天性グリコシルホスファチジル イノシトール(GPI)欠損症	320			TNF受容体関連周期性症候群	108	
	先天性三尖弁狭窄症	311			低ホスファターゼ症	172	
	先天性僧帽弁狭窄症	312			天疱瘡	35	
	先天性横隔膜ヘルニア	294			と	特発性拡張型心筋症	57
	先天性核上性球麻痺	132				特発性間質性肺炎	85
	先天性気管狭窄症	330				特発性基底核石灰化症	27
	先天性魚鱗癬	160		特発性血小板減少性紫斑病		63	
	先天性筋無力症候群	12		な	特発性血拴症(遺伝性血拴性素因に よるものに限る。)	327	
	先天性腎性尿崩症	225			特発性大腿骨頭壊死症	71	
	先天性赤血球形成異常性貧血	282			特発性多中心性キャスルマン病	331	
	先天性大脳白質形成不全症	139			特発性門脈圧亢進症	92	
	先天性肺静脈狭窄症	313			特発性後天性全身性無汗症	163	
	先天性副腎低形成症	82			ドラベ症候群	140	
	先天性副腎皮質酵素欠損症	81			中條・西村症候群	268	
	先天性ミオパチー	111			那須・ハコラ病	174	
	先天性無痛無汗症	130			軟骨無形成症	276	
	先天性葉酸吸収不全	253			難治頻回部分発作重積型急性脳炎	153	
	前頭側頭葉変性症	127		に	22q11.2欠失症候群	203	
	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)	340			乳幼児肝巨大血管腫	295	
					尿素サイクル異常症	251	
	そ	早期ミオクロニー脳症		147	ぬ	ヌーナン症候群	195
		総動脈幹遺残症		207		ね	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) /LMX1B関連腎症
総排泄腔遺残		293	ネフロン癆	335			
総排泄腔外反症	292	の	脳クレアチン欠乏症候群	334			
ソトス症候群	194		脳髄黄色腫症	263			
た	第14番染色体父親性ダイソミー 症候群		200	脳内鉄沈着神経変性症	121		
	ダイヤモンド・ブラックファン貧血		284	脳表ヘモジデリン沈着症	122		
	大脳皮質基底核変性症		7	膿疱性乾癬(汎発型)	37		
	大理石骨病		326	嚢胞性線維症	299		
	高安動脈炎		40	は	パーキンソン病	6	
	多系統萎縮症		17		バージャー病	47	
	タナトフォリック骨異形成症		275	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	87		
	多発血管炎性肉芽腫症		44	肺動脈性肺高血圧症	86		
	多発性硬化症/視神経脊髄炎	13	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	229			
	多発性嚢胞腎	67	肺胞低換気症候群	230			

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号
は	ハッチンソン・ギルフォード症候群	333	ほ	ホモシチン尿症	337
	バッド・キアリ症候群	91		ポルフィリン症	254
ひ	ハンチントン病	8	ま	マリネスコ・シェーグレン症候群	112
	P C D H 1 9 関連症候群	152		マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	167
ひ	肥厚性皮膚骨膜炎	165		慢性炎症性脱髄性多発神経炎	14
	非ケトーシス型高グリシン血症	321		／多巣性運動ニューロパチー	
ひ	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	114		慢性血栓性肺高血圧症	88
	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症	124		慢性再発性多発性骨髄炎	270
ひ	肥大型心筋症	58	み	慢性特発性偽性腸閉塞症	99
	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	239		ミオクロニー欠神てんかん	142
ひ	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	238		ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	143
	左肺動脈右肺動脈起始症	314		ミトコンドリア病	21
ひ	ビッカースタッフ脳幹脳炎	128	む	無虹彩症	329
	非典型溶血性尿毒症症候群	109		無脾症候群	189
ひ	非特異性多発性小腸潰瘍症	290	め	無βリポタンパク血症	264
	皮膚筋炎／多発性筋炎	50		メープルシロップ尿症	244
ひ	表皮水疱症	36		メチルマロン酸血症	246
	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	291		メチルグルタコン酸血症	324
ふ	ファイファー症候群	183		メビウス症候群	133
	ファロー四徴症	215		メンケス病	169
ふ	ファンコニ貧血	285	も	網膜色素変性症	90
	V A T E R 症候群	173		もやもや病	22
ふ	封入体筋炎	15	や	モワット・ウィルソン症候群	178
	フェニルケトン尿症	235		ヤング・シンプソン症候群	196
ふ	複合カルボキシラーゼ欠損症	240	ゆ	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	148
	副甲状腺機能低下症	255		よ	4 p 欠失症候群
ふ	副腎白質ジストロフィー	20	ら	ライソゾーム病	19
	副腎皮質刺激ホルモン不応症	237		ラスムッセン脳炎	151
ふ	ブラウ症候群	110		ランドウ・クレフナー症候群	155
	プラダー・ウィリ症候群	193		り	リジン尿性蛋白不耐症
ふ	プリオン病	23		両大血管右室起始症	216
	プロピオン酸血症	245		リンパ脈管筋腫症	89
へ	閉塞性細気管支炎	228	る	リンパ管腫症/ゴーハム病	277
	β-ケトチオラーゼ欠損症	322		類天疱瘡	162
へ	ベーチェット病	56		(後天性表皮水疱症を含む。)	
	ベスレムミオパチー	31		ルビンシュタイン・テイビ症候群	102
へ	ペリー病	126	れ	レーベル遺伝性視神経症	302
	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	234		レシチンコレステロール	259
へ	片側巨脳症	136		アシルトランスフェラーゼ欠損症	
	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	149		レット症候群	156
ほ	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	323	ろ	レノックス・ガストー症候群	144
	発作性夜間ヘモグロビン尿症	62		ロスムンド・トムソン症候群	186
				肋骨異常を伴う先天性側弯症	273

【窓口】川口市保健所疾病対策課難病相談係…〒333-0842 川口市前川1-11-1

(電話) 048-423-6708 (FAX) 048-423-8852

埼玉県疾病対策課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-3562 (FAX) 048-830-4809